

地質分析結果証明書

年 月 日

様

分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分)

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 の 55	
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 の 38(38.1.1 を除く。)	
有機燐(りん)	mg/l			不検出	昭和 49 年環告第 64 号付表 1 又は日本工業規格 K0102 の 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和 49 年環告第 64 号付表 2)	
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 の 54	
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 の 65.2(65.2.6 の場合、日本工業規格 K0170-7 の a) 又は b)	
砒(ひ)素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 の 61	
総水銀	mg/l			0.0005	昭和 46 年環告第 59 号付表 1	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46 年環告第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環告第 64 号付表 3	
P C B	mg/l			不検出	昭和 46 年環告第 59 号付表 3	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002	平成 9 年環告第 10 号付表	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1	
チウラム	mg/l			0.006	昭和 46 年環告第 59 号付表 4	
シマジン	mg/l			0.003	昭和 46 年環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和 46 年環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2	
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4	
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 又は 34.1c)(注(6)第 3 文を除く)及び昭和 46 年環告第 59 号付表 6	
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和 46 年環告第 59 号付表 7	
農用地(田に限る)	砒素	mg/kg		15	昭和 50 年総理府令第 31 号 第 1 条第 3 項及び第 2 条	含 試 有 驗
	銅	mg/kg		125	昭和 47 年総理府令第 66 号 第 1 条第 3 項及び第 2 条	
水素イオン濃度指数	-		-	4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211-200* 「土懸濁液の pH 試験方法」	
検体の性状	形状			色	におい	
備考						